



三重県公報

令和4年6月7日 (火)
 第 317 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|-------------------------------|------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 342 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出 | (中小企業・サービス産業振興課) | 2 |
| 343 | 同件 | (同) | 3 |
| 選 管 告 示 | | | |
| 29 | 政治資金規正法の規定による政治団体の設立及び異動に係る届出 | (選挙管理委員会) | 4 |
| 30 | 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出 | (同) | 4 |
| 31 | 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の届出 | (同) | 5 |
| 32 | 不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示 | (同) | 5 |
| 海 調 委 告 示 | | | |
| 3 | 三重海区における宝石さんごの採捕についての指示 | (海区漁業調整委員会) | 5 |
| 公 告 | | | |
| | 軽油引取税に係る免税証を無効とした旨 | (税 収 確 保 課) | 6 |
| | 土地改良区の定款変更の認可 | (農 地 調 整 課) | 6 |
| | 土地改良区清算人の就任の届出 | (同) | 6 |
| | 土地改良事業計画を定めた旨及びその関係書類の縦覧 | (同) | 6 |
| | 同件 | (同) | 7 |
| | 同件 | (同) | 7 |
| | 基本測量を実施する旨の通知 | (公 共 用 地 課) | 8 |
| | 公共測量を実施する旨の通知 | (同) | 8 |
| | 同件 | (同) | 8 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (技 術 管 理 課) | 8 |
| | 随意契約の相手方を決定した旨 | (教 育 委 員 会) | 14 |
| | 同件 | (同) | 14 |
| 正 誤 | | | |
| | 令和4年6月1日付け三重県公報号外 | (法 務 ・ 文 書 課) | 14 |

告 示

三重県告示第 342 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

令和 4 年 6 月 7 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アドバンスモール松阪
松阪市小黒田町字池田 1-1 番地ほか 233 筆

2 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（変更前）

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|------------------|-----------------------------|--------|
| コーナン商事株式会社 | 大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1 | 疋田 直太郎 |
| 株式会社オークワ | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 大桑 弘嗣 |
| 株式会社しまむら | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号 | 鈴木 誠 |
| 株式会社タナカふとんサービス | 愛知県一宮市天王二丁目 2 番 2 号 | 田中 公雄 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4 | 杉浦 克典 |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 | 江尻 英介 |
| 株式会社ギガス | 愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地 | 兼子 義之 |
| 株式会社ヒマラヤ | 岐阜県岐阜市江添 1 丁目 1 番 1 号 | 小森 裕作 |
| 株式会社フレンズ | 松阪市日野町 646 番地 | 中村 保之 |
| 株式会社マスタ | 松阪市湊町 117 番地の 1 | 世古 俊子 |

（変更後）

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
|------------------|-----------------------------|--------|
| コーナン商事株式会社 | 大阪府堺市西区鳳東町四丁 401 番地 1 | 疋田 直太郎 |
| 株式会社オークワ | 和歌山県和歌山市中島 185 番地の 3 | 大桑 弘嗣 |
| 株式会社しまむら | 埼玉県さいたま市大宮区北袋町一丁目 602 番 1 号 | 鈴木 誠 |
| 株式会社タナカふとんサービス | 愛知県一宮市天王二丁目 2 番 2 号 | 田中 公雄 |
| スギホールディングス株式会社 | 愛知県安城市三河安城町一丁目 8 番地 4 | 杉浦 克典 |
| 株式会社ハニーズホールディングス | 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松 27-1 | 江尻 英介 |
| 株式会社ギガス | 愛知県名古屋市中東区高社二丁目 130 番地 | 河瀬 正樹 |
| 株式会社ヒマラヤ | 岐阜県岐阜市江添 1 丁目 1 番 1 号 | 小森 裕作 |
| 株式会社フレンズ | 松阪市日野町 646 番地 | 中村 保之 |
| 株式会社マスタ | 松阪市湊町 117 番地の 1 | 世古 俊子 |

3 変更年月日

令和 4 年 3 月 1 日

- 4 変更理由
小売業を行う者の代表者変更のため
- 5 届出の日
令和4年5月26日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年6月7日から同年10月7日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 343 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ北勢店
いなべ市北勢町阿下喜 3325 番地 1 ほか 5 筆
- 2 変更事項
大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名
(変更前)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|--------------------|-------------------|-------|
| 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 | 船橋 啓二 |

(変更後)

| 氏名又は名称 | 住所 | 代表者氏名 |
|--------------------|-------------------|-------|
| 三菱HCキャピタルプロパティ株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番5号 | 西喜多 浩 |

- 3 変更年月日
令和4年4月1日
- 4 変更理由
大規模小売店舗を設置する者の代表者の変更があったため。
- 5 届出の日
令和4年5月25日
- 6 届出等の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間
令和4年6月7日から同年7月7日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 29 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

1 政治団体の設立

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 | 備考 |
|-------------|--------|----------|---------------|--------------------|----|
| 市野修平後援会 | 伊藤 富生 | 市野 修平 | 桑名市長島町福吉 351 | 令和 4 年 5 月 2 日 | |
| 太田国男後援会 | 太田 国男 | 太田 邦 恵 | 桑名市多度町御衣野 352 | 令和 4 年 5 月 10 日 | |
| 熊野新道会 | 林 佳 蓉 | 高垣 裕 人 | 熊野市木本町 717-2 | 令和 4 年 3 月 25 日 | |
| せさき伸一後援会 | 野村 要 一 | 野村 要 一 | 鳥羽市畔蛸町 127-11 | 令和 4 年 4 月 12 日 | |
| せさき伸一を上げます会 | 瀬崎 博 臣 | 野村 要 一 | 鳥羽市畔蛸町 187 | 令和 4 年 4 月 12 日 | |
| 服部よしゆき後援会 | 服部 喜 幸 | 服部 眞 弓 | 桑名市多度町福永 269 | 令和 4 年 5 月 10 日 | |

2 届出事項の異動

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 | 備考 |
|--------------------|--------|----------------|-----------------|----------------|--------------------|----|
| 立憲民主党三重県 総支部連合会 | 中川 正 春 | 代表者 | 中川 正 春 | 芝 博 一 | 令和 4 年 4 月 21 日 | 政党 |
| 久保智後援会 | 榎本 芳 次 | 代表者 | 榎本 芳 次 | 栞原 清 志 | 令和 4 年 4 月 1 日 | |
| 日本中小企業政治 連盟伊勢支部 | 菱田 光 三 | 会計責任者 | 前田 哲 | 中村 幸 弘 | 令和 4 年 4 月 25 日 | |
| 山本てつや後援会 | 山本 国 義 | 主たる事務所 の所在地 | 鳥羽市屋内町 3- 18 | 鳥羽市大明西町 3-2 | 令和 4 年 3 月 1 日 | |

三重県選挙管理委員会告示第 30 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中 西 正 洋

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 | 備考 |
|------------------|--------|------------------|----|
| 青空会 | 小津 弘 志 | 令和 3 年 12 月 10 日 | |
| せさき伸一後援会 | 野村 要 一 | 令和 3 年 12 月 31 日 | |
| せさき伸一を上げます会 | 瀬崎 博 臣 | 令和 3 年 12 月 31 日 | |
| 空森しげゆき後援会 | 空森 栄 隆 | 令和 4 年 4 月 22 日 | |
| 三重県民社協会（略称 社） | 前田 剛 志 | 令和 4 年 4 月 16 日 | |
| 山本洋信後援会 | 川口 安 弘 | 令和 4 年 2 月 28 日 | |

三重県選挙管理委員会告示第 31 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 2 項の規定による資金管理団体の指定の届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

令和 4 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

1 資金管理団体の指定

| 資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-----------------------|-------|-----------|---------------|--------------------|
| 太 田 国 男 | 市議会議員 | 太田国男後援会 | 桑名市多度町御衣野 352 | 令和 4 年 5 月 10 日 |
| 服 部 喜 幸 | 市議会議員 | 服部よしゆき後援会 | 桑名市多度町福永 269 | 令和 4 年 5 月 8 日 |

三重県選挙管理委員会告示第 32 号

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和 4 年 6 月 7 日

三重県選挙管理委員会委員長 中西 正 洋

不在者投票のできる施設の指定の一部を改正する告示

不在者投票のできる施設の指定(昭和 54 年三重県選挙管理委員会告示第 11 号)の一部を次のように改正する。次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|------------------------------|-------------------|---------------------|-------------------|
| 老人ホーム (略) | (略) | 老人ホーム (略) | (略) |
| <u>名張市百合が丘西1番 町179番地</u> | 名張養護老人ホームみ さと園 | <u>名張市新田2230番地1</u> | 名張養護老人ホームみ さと園 |
| (略) | (略) | (略) | (略) |

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 3 号

三重海区における宝石さんご（アカサンゴ、モモイロサンゴ及びシロサンゴの生体及び死骸をいいます。以下同じ。）の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 4 年 6 月 7 日

三重海区漁業調整委員会会長 浅 井 利 一

1 採捕の制限

三重海区において、宝石さんごの採捕をしてはなりません。ただし、2 に掲げる者が採捕する場合であって三重海区漁業調整委員会（以下「委員会」といいます。）の承認を受けたときは、この限りではありません。

2 承認の対象者

承認の対象者は、試験研究の用に供しようとする者とします。

3 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者に承認証を交付するものとします。

4 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、宝石さんごを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければなりません。

- 5 承認の制限、条件の変更又は採捕の停止
 委員会は、資源保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を変更し、又は採捕の停止を指示することができます。
- 6 承認の取消
 委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができます。
- 7 譲渡又は販売の禁止
 承認を受けた者は、採捕した宝石さんごを譲渡又は販売してはなりません。
- 8 採捕報告書の提出
 承認を受けた者は、採捕の結果について別に定める様式により採捕期間終了後1月以内に委員会に報告しなければなりません。
- 9 取扱要領
 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。
- 10 指示の有効期間
 この指示の有効期間は、令和4年7月1日から令和5年6月30日までとします。

公 告

三重県県税条例施行規則（昭和34年三重県規則第48号）第68条の8第1項の規定により届出のありました軽油引取税に係る免税証については、無効とします。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

| 免税証の種類 | 用途 | 番号 | 枚数 | 有効期間 | 免税証に記載された販売業者の名称 |
|--------|----|-------------|----|------------------------|------------------|
| 500券 | 農業 | 12132303144 | 1 | 令和3年4月1日～ 令和4年4月30日 | 有限会社マキノ ラポール東員 |
| 2000券 | 農業 | 12132503143 | 1 | 令和3年4月1日～ 令和4年4月30日 | 有限会社マキノ ラポール東員 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、立梅用水土地改良区（多気郡多気町丹生1620番地3）の定款の変更を認可しました。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の就任の届出がありました。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

清算法人稲生南部土地改良区（鈴鹿市稲生西二丁目4番28号）

就任清算人

| | |
|----------------|-------|
| 鈴鹿市稲生西二丁目4番28号 | 森 昭 |
| 〃 〃 一丁目5番10号 | 鈴木 正 |
| 〃 〃 三丁目5番35号 | 鈴木 敏明 |
| 〃 〃 一丁目6番3号 | 鈴木 武宏 |
| 〃 〃 二丁目3番7号 | 磯部 定行 |

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、県営湛水防除事業下深谷地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して

15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年6月8日から同年7月5日まで
- 3 縦覧の場所
桑名市役所産業振興部農林水産課（桑名市中央町二丁目37番地）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業用排水施設整備事業（小規模）亀池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和4年6月8日から同年7月5日まで
- 3 縦覧の場所
伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕1丁目7番29号）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、農村地域防災減災事業（地震対策ため池防災工事・小規模）笹原池地区の計画を定めましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、この計画の取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が定められた日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過した場合は、この計画の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

令和4年6月8日から同年7月5日まで

3 縦覧の場所

伊勢市役所産業観光部農林水産課（伊勢市岩渕1丁目7番29号）

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、次の基本測量を実施する旨、国土地理院の長から通知がありました。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

基本測量（地盤沈下関連水準測量及び河川事業に伴う水準測量）

2 作業期間

令和4年6月15日から令和5年2月28日まで

3 作業地域

四日市市、桑名市及び三重郡朝日町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県四日市建設事務所長から通知がありました。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（基準点測量）

2 作業期間

令和4年5月23日から同年9月22日まで

3 作業地域

四日市市采女町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次の公共測量を実施する旨、国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所長から通知がありました。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和4年4月27日から同年10月31日まで

3 作業地域

亀山市関町坂下

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年6月7日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

三重県公共工事進行管理システム（第5期）構築・運用保守業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

- (3) 委託期間
契約締結の日から令和12年4月30日(火)までとします。
 - (4) 委託業務履行場所
三重県津市広明町13番地 他
 - (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式(加算方式)による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
 - (2) 落札資格
ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、三重県電子調達システム(物件等)(以下「調達システム」といいます。)を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
 - (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請をするまでに、5(3)に掲げる所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。
なお、本件入札は特定調達(WTO)案件であるため、書面により参加する場合は調達システム利用登録申請に、使用電子証明書(ICカード使用届)は不要とします。
 - (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
 - (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
 - (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者に求められる義務
- 入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和4年7月5日(火)15時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)及び(3)の書類を、令和4年8月17日(水)15時までに提出してください。
- (※(2)及び(3)にあっては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、調達説明書の(様式4)申立書を提出(FAX可。電話で着信の確認をしてください。)してください。)
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
 - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書(その3 未納税額のない証明用)」(所管税務署が過去6月以内に発行したものです。)の写し
 - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」(三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。)の写し
- 5 入札手続等に関する事項
- (1) 入札事務担当所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部県土整備財務課経理1班 担当 田垣内
電話 059-224-2653 ファクシミリ 059-224-2415
 - (2) 契約事務担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部技術管理課情報化班 担当 谷本、山本、勝田

電話 059-224-2208 ファクシミリ 059-224-3290

(3) 調達システム利用登録申請担当所属

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 4 年 8 月 9 日（火）15 時まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和 4 年 7 月 15 日（金）16 時までに通知します。

(6) 技術提案書提出の日時及び方法等

ア 日時 令和 4 年 7 月 19 日（火）から同月 27 日（水）15 時まで

イ 場所 5(1)に掲げる所属

ウ 方法 技術提案書の提出方法は、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。

ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県公共工事進行管理システム（第 5 期）構築・運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 「落札候補者決定基準」の（別紙 1）提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者は必ず出席してください。

イ 日時 令和 4 年 8 月 3 日（水）予定

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

ウ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

エ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

オ 出席者は本件担当予定者を含め 3 名以内としてください。

カ 新型コロナウイルス感染拡大防止等のため、技術提案書聴取会を中止することや、聴取方法などを変更することがありますので予めご承知おきください。詳細については後日連絡します。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和 4 年 8 月 9 日（火）15 時まで

入札と合わせて提出が必要となる調達説明書の（様式 1）入札金額内訳書は、システムの添付機能を使用して第 1 回入札書提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札書と調達説明書の（様式 1）入札金額内訳書を一般書留郵便又は簡易書留郵便により、案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和 4 年 8 月 9 日（火）15 時

なお、入札書は令和 4 年 8 月 1 日（月）から同月 9 日（火）15 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部県土整備財務課経理 1 班

案件名 三重県公共工事進行管理システム（第 5 期）構築・運用保守業務委託 入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 令和 4 年 8 月 9 日（火）15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県県土整備部県土整備財務課

入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡

をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときに除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金免除要件の確認のため、過去3年の間に、当該契約と同規模程度（または同規模以上）の契約を締結し履行した実績の有無を示す証明書を提出していただく場合があります。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

本入札に関する事項（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）に質疑がある場合は、以下の質疑提出締切日時までに調達システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに5(1)に掲げる所属へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、調達システムの「質問回答」又は「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で確認してください。

質疑提出締切日時 令和4年6月21日（火）15時 まで

結果回答 令和4年6月24日（金）17時までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うこと

ができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。
- (7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。
- (8) 本入札にかかる詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Subject Matter of Contract Details:

Updating, maintenance and administration of the Public construction progress management system

- (2) Submission of Proposal:

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, Tuesday, July 19, 2022 and 3:00 P.M. on, Wednesday, July 27, 2022.

- (3) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Tuesday, August 9, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, August 1, 2022 and 3:00 P.M. on Tuesday, August 9, 2022.

- (4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Tuesday, August 9, 2022.

- (5) Managing Authority:

ICT Group, Technology Management Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2208 FAX:059-224-3290

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価と提案内容の評価を加算する総合評価方式を採用し、合計点の最も高い入札者を落札候補者とします。

- (1) 入札価格の評価

入札価格の評価については、後に示す計算式に基づき、入札価格に対する評価点（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

- (2) 提案内容の評価

提案内容の評価については、（別紙 1）提案書評価表に基づき提案内容の評価し、提案内容に対する評価点（以下「技術評価点」といいます。）を与えます。

- (3) 「価格評価点」と「技術評価点」の比率は 1 : 2 とします。

- (4) 入札者の獲得する「総合点」は「価格評価点」と「技術評価点」の和とします。

総合点 750 点 = 「価格評価点 250 点」 + 「技術評価点 500 点」

2 入札価格の評価

「価格評価点」は、以下の計算式によります。

「価格評価点」 = $250 \times (1 - X / K)$

X : 入札価格 (円)

※ 令和 4 年度から令和 12 年度までの年度別価格の合計が入札価格となります。

K : 評価基準額 (円)

※ 入札価格及び評価基準額については、全て消費税及び地方消費税抜きの金額で計算を行います。

※ 価格評価点は、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入します。

3 提案内容の評価

提案内容の評価は、以下の手順で行います。

(1) 大分類の設定

次のとおりの大分類とします。

- ア 業務システム：構築の基本方針を実現するための業務の理解度・考え方・方法に係る部分の評価
- イ システム基盤：機能を実現するために必要なシステム構成に係る部分の評価
- ウ 開発：入札者の設計開発能力に係る部分の評価
- エ 運用保守：入札者の運用保守能力に係る部分の評価

(2) 配点方法

「技術評価点」の満点を 500 点として、次のとおり配点します。

- ア 業務システム：100 点（評価項目数：4 項目）
- イ システム基盤：75 点（評価項目数：3 項目）
- ウ 開発：215 点（評価項目数：9 項目）
- エ 運用保守：110 点（評価項目数：4 項目）

(3) 技術評価点

「技術評価点」は、以下の計算式で求めた「調整後項目評価点」の合計値とします。

「調整後項目評価点」＝項目加重点×項目評価点

《項目加重点について》

評価項目の重要度に応じて、3, 5, 7 の 3 段階とします。

《項目評価点について》

委員は、技術提案書及び技術提案書聴取会の内容を踏まえ、評価項目毎に下記ア～カに基づき点数を付します。

次に、各評価項目において委員が付した点数を合計し、委員数で割った値を当該項目の項目評価点とします。

※ 技術評価点、調整後項目評価点及び項目評価点は、小数点以下 1 桁までを有効とし、小数点以下 2 桁目で四捨五入します。

- ア 特に優れたレベルの提案は「5 点」
- イ 優れたレベルの提案は「4 点」
- ウ やや優れたレベルの提案は「3 点」
- エ 標準的なレベルの提案は「2 点」
- オ 劣ったレベルの提案は「1 点」
- カ 記述のないものは「0 点」

※ 提案書の総ページ数の上限は 70 ページであり、70 ページを超えた部分の提案については、評価の対象としません。

4 落札候補者の決定方法

落札候補者の決定にあたっては、「価格評価点」及び「技術評価点」の合計が最も高い者を落札候補者とします。

ただし、下記の全ての要件を満たさない者は落札候補者としません。

(1) 入札価格が、調達説明書 3 で示した評価基準額以内であること、かつ、調達説明書の（様式 1）入札金額内訳書に記載された各年度業務費計が、調達説明書 11（5）で示した年度別の支払限度額以内であること。

※ 上記に記載した金額は、全て消費税及び地方消費税抜きの額とします。

※ 合計点の最も高い者が 2 以上あるとき（同点のとき）の対応

以下の順で落札候補者を決定します。

- ア 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い者を落札候補者とします。
- イ 入札者それぞれの「価格評価点」及び「技術評価点」が同じ場合
「入札価格」が低い者を落札候補者とします。
- ウ 「入札価格」が同じ場合は、当該入札者間で三重県物件等電子調達システムを利用したくじ引きを実施し、落札候補者を決定します。

(2) 「落札候補者決定基準」の(別紙1)提案書評価表の評価項目のうち、下表の全ての評価項目について、項目評価点が2点以上であること。

| 欄 | 大分類 | 評価項目 |
|---|--------|---------------|
| ア | 業務システム | (3)操作性・利便性 |
| イ | システム基盤 | (3)セキュリティ |
| ウ | 設計開発 | (2)開発スケジュール |
| エ | 運用保守 | (1)運用保守業務の考え方 |

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和4年6月7日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

- 1 特定役務の名称 令和4年度三重県立特別支援学校児童生徒輸送業務
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 契約の相手方 三重県津市中央1番1号
三重交通株式会社 取締役社長 竹谷 賢一
- 5 契約金額 69,960,000円(うち消費税及び地方消費税 6,360,000円)
- 6 決定手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年三重県規則第84号)第12条の規定により公告します。

令和4年6月7日

三重県教育委員会教育長 木平芳定

- 1 特定役務の名称 令和4年度三重県立稲葉特別支援学校および特別支援学校玉城わかば学園
児童生徒輸送業務
- 2 担当部局 三重県津市広明町13番地
三重県教育委員会事務局特別支援教育課
- 3 契約の相手方を決定した日 令和4年4月1日
- 4 契約の相手方 三重県伊賀市古郡546番地の1
株式会社キタモリ 代表取締役 北森 浩貴
- 5 契約金額 67,972,300円(うち消費税及び地方消費税 6,179,300円)
- 6 決定手続 随意契約
- 7 随意契約の理由 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第2号に該当

正 誤

令和4年6月1日付け三重県公報号外中

| | | | |
|-----|------|-------------|-------------|
| ページ | 欄 | 誤 | 正 |
| 1 | 発行日等 | 令和4年6月1日(月) | 令和4年6月1日(水) |

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
